

V 検証に関する調査結果

平成 19 年の児童虐待防止法の改正により、重大な子ども虐待事例に対する調査研究及び検証が、国及び地方公共団体の責務として規定され、平成 20 年 4 月に施行されてから 3 年が経過した。

今回、平成 23 年 8 月 1 日現在の「地方公共団体における検証組織の設置状況」、「地方公共団体が行う検証の実施状況」、「国の検証報告の活用状況」について調査した。

1. 地方公共団体における検証組織の設置状況

1) 検証組織の設置の有無

検証組織を設置している地方公共団体は、67 か所 (97.1%) であり、昨年から新たに 1 か所設置された (表 c-1-1)。

設置していない地方公共団体は 2 か所 (2.9%) であり、設置していない理由として、「対象となる事例がない」、「予算の関係」であった。今後の設置予定は、1 か所は設置予定がなく、もう 1 か所は時期未定であるが設置予定であった。

表 c-1-1 検証組織の設置状況

区分		地方公共団体数	設置／未設置率
設置		67	97.1%
内訳	常設	47	
	事例毎に随時設置	20	
未設置		2	2.9%
内訳	今年度内に設置予定	0	
	次年度に設置予定	0	
	時期未定だが設置予定	1	
	設置予定なし	1	
合計		69	100%

2) 検証組織の設置形態

検証組織の設置形態は、児童福祉審議会の下部組織として設置している地方公共団体が 20 か所 (29.9%)、地方社会福祉審議会の下部組織として設置している地方公共団体が 37 か所 (55.2%) であった (表 c-1-2)。

表 c-1-2 検証組織の設置形態

区分	地方公共団体数	構成割合
児童福祉審議会の下部組織として設置	20	29.9%
地方社会福祉審議会の下部組織として設置	37	55.2%
単独設置	3	4.5%
その他	7	10.4%
合計	67	100.0%

3) 検証組織の設置要綱の有無

検証組織を設置している地方公共団体のうち、設置要綱があるのは、54 か所 (80.6%) であった (表 c-1-3)。

表 c-1-3 検証組織の設置要綱の有無

設置要綱等の有無	地方公共団体数	構成割合
あり	54	80.6%
なし	13	19.4%
合計	67	100%

4) 検証対象の範囲

検証組織を設置している地方公共団体のうち、検証組織が検証する対象の範囲を定めているのは、30 か所 (44.8%) であった。定めている検証対象の範囲は、「児童虐待による死亡または重篤な事例」が多く、併せて「県または市町村が関与していた事例」、「関与がない事例でも検証が必要と認められる事例」といった範囲を定めていた (表 c-1-4)。

表 c-1-4 検証対象の範囲の定め

検証対象の範囲の定め	地方公共団体数	構成割合
定めている	30	44.8%
定めていない	37	55.2%
合計	67	100%

5) 検証組織の構成員

検証組織を設置している地方公共団体のうち、検証組織の構成員の数は、5 人 (有効割合で 43.1%) が多く、平均では 6.3 人であった。その他の 2 か所は、「事例毎で異なる」、「現在委嘱していない」であり、人数が不明であった (表 c-1-5)。

表 c-1-5 検証組織の構成員の数

人数	地方公共団体数	構成割合	有効割合
4人	4	6.0%	6.2%
5人	28	41.8%	43.1%
6人	11	16.4%	16.9%
7人	11	16.4%	16.9%
8人	5	7.5%	7.7%
9人	1	1.5%	1.5%
10人以上	5	7.5%	7.7%
その他	2	3.0%	
合計	67	100.0%	100.0%

検証組織の構成員の内訳は、「弁護士」、「医師^{注5)}」、「大学の教育研究機関の教員・研究者^{注6)}」が9割以上の地方公共団体で任命されており、次いで、児童福祉施設関係(49.2%)、民生委員・児童委員(33.8%)であった(表c-1-6)。

「医師」の内訳では、「小児科医」が最も多く(72.6%)、次いで精神科医(37.1%)、児童精神科医(27.4%)であった(表c-1-7)。

「大学の教育研究機関の教員・研究者」の内訳では、「児童福祉分野」が最も多く(45.9%)、次いで社会福祉分野(41%)、心理部門(41%)であった(表c-1-8)。

「その他」として、臨床心理士や児童相談所のOB、教育関係者等が構成員であった。

注5) 大学等の研究教育機関の医師を含み、保健・公衆衛生の医師を除く。

注6) 医師、保健・公衆衛生関係の教員、研究者を除く。

表 c-1-6 検証組織の構成員の職種・所属等 (複数回答)

職種、所属等 (〇B等を含む)	地方公共団体数	構成割合
大学等の教育研究機関の教員・研究者 ^{注6)}	61	93.8%
医師 ^{注5)}	62	95.4%
弁護士	63	96.9%
児童福祉施設関係 (協議会等を含む)	32	49.2%
民生委員・児童委員 (協議会等を含む)	22	33.8%
保健・公衆衛生関係	11	16.9%
保育所関係 (保育協議会等)	10	15.4%
小学校・中学校の校長会	9	13.8%
家庭裁判所関係 (調査官等)	3	4.6%
児童相談所関係	2	3.1%
里親会	5	7.7%
警察	7	10.8%
母子寡婦福祉連合会	3	4.6%
その他	20	30.8%

表 c-1-7 「医師^{注5)}」の内訳 (複数回答)

医師の専門	地方公共団体数	構成割合
小児科医	45	72.6%
精神科医	23	37.1%
児童精神科医	17	27.4%
法医学 (監察医、解剖医を含む。)	1	1.6%
産婦人科医	2	3.2%
保健・公衆衛生関係	1	1.6%
その他 (不明も含む)	3	4.8%

表 c-1-8 「大学等の研究機関の教員・研究者^{注6)}」の内訳 (複数回答)

大学等の教育研究機関の教員等の専門	地方公共団体数	構成割合
社会福祉分野	25	41.0%
児童福祉分野	28	45.9%
心理部門 (児童心理、臨床心理を含む。)	25	41.0%
教育部門	7	11.5%
保育部門	3	4.9%
看護・保健分野	8	13.1%
その他	5	8.2%

2. 地方公共団体が行う検証の実施状況

1) 平成21年度に地方公共団体が把握した児童虐待による死亡事例

平成21年度に児童虐待による死亡事例を把握した地方公共団体は、35か所^{注7)}(50.7%)であり(表c-2-1)、5例以上の地方公共団体が3か所あった(表c-2-2)。

表c-2-1 平成21年度の児童虐待による死亡事例の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
事例があった	35	50.7%
事例はない	34	49.3%
合計	69	100.0%

表c-2-2 地方公共団体あたりの事例数

区分	地方公共団体数	構成割合
1例	15	42.9%
2例	7	20.0%
3例	5	14.3%
4例	5	14.3%
5例以上	3	8.6%
合計	35	100.0%

2) 地方公共団体による検証の実施状況

平成21年度に把握した児童虐待による死亡事例を「検証した」と答えた地方公共団体は9か所(25.7%)、「複数事例のうち一部検証した」と答えた地方公共団体は10か所(28.6%)、「検証していない」地方公共団体は16か所(45.7%)であった(表c-2-3)。

「検証していない」理由は、「行政機関が関わった事例ではないため」が約9割であり、「その他」の理由として、関わった機関が少なかったり、居住地以外に一時的に移動していたりしたため、検証を行うための情報が少なかったからであった(表c-2-4)。

^{注7)} 身元不明の事例等の第7次報告で集計対象としていない事例も含む。

表 c-2-3 地方公共団体による検証実施の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
検証していない	16	45.7%
複数事例のうち一部検証した	10	28.6%
検証した	9	25.7%
合計	35	100.0%

表 c-2-4 検証していない理由

区分	地方公共団体数	構成割合
行政機関が関わった事例ではないため	14	87.5%
その他	2	12.5%
合計	16	100.0%

3) 地方公共団体による検証報告書数

平成 21 年度に地方公共団体が行った検証報告書の数は、計 28 報告であった。検証報告は、1 事例に対し 1 報告としている場合もあれば、複数の事例を 1 つの報告書にまとめている場合もあった（表 c-2-5）。

表 c-2-5 地方公共団体による検証報告書数

地方公共団体の 検証報告書数	地方公共団体数	計
1	14	14
2	2	4
3	2	6
4	1	4
合計	19	28

4) 地方公共団体による検証にかかった期間

平成 21 年度に地方公共団体が行った検証にかかった期間は、3 か月が最も多く（28.9%）、最短で 2 か月、最長で 14 か月かかっており、平均で 5.9 か月であった。（表 c-2-6）

表 c-2-6 検証にかかった期間

区分	地方公共団体数	構成割合
3か月未満	1	3.6%
3か月	8	28.6%
4か月	4	14.3%
5か月	2	7.1%
6か月	4	14.3%
7か月	4	14.3%
8か月	0	0.0%
9か月	0	0.0%
10か月	1	3.6%
11か月	1	3.6%
12か月以上	3	10.7%
合計	28	100.0%

5) 地方公共団体による検証における支障の有無

平成 21 年度に地方公共団体が行った検証において、「支障はない」と答えた地方公共団体は、12 か所 (42.9%) であったが、支障があった事項として、「警察から情報が得られない」(62.5%)、「医療機関から情報が得られない」(18.8%) の他、関係機関の関わりが少なかったり、加害者が死亡していたりなどにより「情報が少ない」ことなどが検証を行う上での支障となっていた (表 c-2-7)。

表 c-2-7 検証における支障の有無

区分	地方公共団体数	構成割合	
ない	12	42.9%	
あり	16	57.1%	
内訳 (複数回答)	警察から情報が得られない	10	62.5%
	家庭裁判所から情報が得られない	2	12.5%
	医療機関から情報が得られない	3	18.8%
	その他	7	43.8%

6) 地方公共団体の検証報告書の周知方法

平成 21 年度に地方公共団体が行った検証報告書の周知は、関係部署や関係機関、要保護児童対策地域協議会といった関係者へ配布するとともに、ホームページへ掲載することで一般向けに周知していた (表 c-2-8)。

表 c-2-8 検証報告書の周知方法 (複数回答)

区分	地方公共団体数	構成割合
関係部署へ配布	27	96.4%
関係機関へ配布	28	100.0%
要保護児童対策地域協議会にて配布	13	46.4%
記者発表	17	60.7%
ホームページへ掲載	23	82.1%
広報誌へ掲載	1	3.6%
フォーラム・住民向け会議を開催	1	3.6%
その他	7	25.0%

7) 地方公共団体の検証報告の提言に対する対応の有無

平成21年度に地方公共団体が行った検証において提言された内容については、検証を行った全ての地方公共団体が何らかの対応をしていた(表c-2-9)。

表 c-2-9 検証報告の提言に対する対応の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
対応していない	0	0.0%
一部対応している	23	82.1%
全て対応している	5	17.9%
合計	28	100.0%

8) 地方公共団体の検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無

平成21年度に地方公共団体が行った検証において提言に対する取組状況を公表しているのは、11か所(39.3%)であった(表c-2-10)。

表 c-2-10 検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
公表していない	17	60.7%
公表した	11	39.3%
合計	28	100.0%

3. 地方公共団体が行う検証

地方公共団体の検証組織の実態として、事例の有無に関わらずほとんどの地方公共団体で検証組織が設置されており、構成員は、弁護士、医師、大学の教員・研究者を中心とした5～7名で構成されていることが明らかとなった。検証の実施については、行政機関の関与がない事例など、情報が少ないため検証が実施されていなかったり、検証を実施したとしても、情報が得られにくいいため検証に支障をきたしていたりしている状況がみられた。

再発防止という観点では、行政機関の対応の検証だけでなく、なぜ虐待が起こったのかという発生原因を探る必要があり、検証を実施する際は、行政機関に限らず、情報を得ている機関や人物等から幅広い情報収集が必要である。既に検証を終えた場合でも、積極的に裁判を傍聴して情報収集を行い、新たな情報が得られた際には、再度検証することも検討すべきである。

検証報告の提言に対しては、全ての地方公共団体において何らかの対応がされているが、その取組状況について公表していない地方公共団体も多い。検証結果がどのように活かされているか確認するためにも、取組状況を公表することが望ましい。

また、地方公共団体が行う検証は、地域の実情に合わせた貴重な報告である。この報告を現場で対応する人々に必ず情報提供し再発防止に活かしてもらうことが重要であるため、検証報告を出した後は、現場での研修の際に用いるなど、積極的に活用する方策を講じる必要がある。

なお、各地方公共団体の検証報告については、子どもの虹情報研修センターのホームページに掲載されているので、参照し参考にされたい。

4. 国の検証報告の活用状況

国の検証報告書である第6次報告について、公表してから1年経過後の活用状況について調査した。第6次報告の周知先としては、都道府県・市町村の関係機関・関係部署への周知が大部分であり、「その他」として、報告書を基にした研修会の実施もみられた（表c-3-1）。

第6次報告を踏まえた取組については、6割の地方公共団体に取り組んでいたが、4割の地方公共団体は取り組んでいなかった。取り組んでいない理由としては、「既に対応済み」が最も多いが、「その他」の理由として、各地方公共団体による検証報告の提言に対して取り組んでいるためがあった（表c-3-2、表c-3-3）。

国の検証報告書は、各事例の集積であるため、地方公共団体が行う検証報告に比して抽象的ではあるが、子ども虐待の大きな動向がつかめると同時に、他地域で発生した事例の詳細を学び、自らの地域の対策につなげることが可能で

ある。国の検証報告においても、現場で対応する人々の目に必ず触れるよう活用願いたい。

表 c-3-1 第6次報告の周知先 (複数回答)

区分	地方公共団体数	構成割合
関係部署へ配布	61	88.4%
関係機関へ配布	59	85.5%
要保護児童対策協議会にて配布	11	15.9%
その他	6	8.7%

表 c-3-2 第6次報告を踏まえて取組の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
取り組んでいない	27	39.1%
取り組んだ	42	60.9%
合計	69	100.0%

表 c-3-3 第6次報告を踏まえて取り組んでいない理由 (複数回答)

区分	地方公共団体数	構成割合
既に対応済み	23	85.2%
予算がない	1	3.7%
組織の合意が得られない	1	3.7%
その他	5	18.5%